（四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正）

第四条　四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康診断） **第二十二条**　事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 四　いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の検査 （削る） （削る） （削る） 五　血液中の鉛の量の検査 六　尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査 2　前項の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。 3　事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一　作業条件の調査 二　貧血検査 三　赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査 四　神経学的検査 （診断） **第二十五条**　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。 一～三　（略） 四　四アルキル鉛等業務に従事した労働者で、第二十二条第一項第四号に掲げる症状が認められ、又は当該症状を訴えたもの 2　（略）	（健康診断） **第二十二条**　事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後三月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行なわなければならない。 （新設） （新設） （新設） 一　いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査 二　血圧の測定 三　血色素量又は全血比重の検査 四　好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査 （新設） （新設） （新設） （診断） **第二十五条**　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。 一～三　（略） 四　四アルキル鉛等業務に従事した労働者で、第二十二条第一号に掲げる症状が認められ、又は当該症状を訴えたもの 2　（略）